

災害等報告書等における添付資料

災害等報告書			
実施要領	事務連絡（令和元年10月24日付け）	環境省マニュアル	添付書類案
行政区区域図	地図		<ul style="list-style-type: none"> ・気象観測地点 ・仮置場 ・廃棄物処理施設（搬入する場合） ・写真の撮影地点 ・被災地域（災害対策本部が把握している範囲）
	①気象観測地点	全体、詳細図	
	②仮置場		
	③廃棄物処理施設		
	④写真の撮影地点		
⑤浸水地域や便槽汲み取り世帯			
被災写真	写真		
	①道路の冠水や河川の増水、土砂崩れなど被害状況が確認できるもの	詳細図と一致	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況（災害対策本部が提供可能なもの）
	②仮置場の状況や災害等廃棄物（集積所や便槽など）が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場配置図 ・仮置場状況 ※被災状況の写真（災害廃棄物の発生状況・収集状況、仮置場での集積状況など補助対象である災害廃棄物の収集・運搬・処分の状況が十分把握できるもの） ※写真により処理前後の状況が確認できない場合は補助の対象とならないことがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場配置図 ・仮置場や災害等廃棄物（集積所や便槽など）の状況がわかるもの ※収集・運搬・処分の前後の状況は代表的なものを添付
その他参考となる資料	災害時の気象データ（気象台、都道府県、市町村等での公的データ）	気象データ	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害指定地域は添付不要
	事業費算出内訳の根拠資料		
	①積算単価の根拠が確認できるもの	公共工事労務単価、建設物価、都道府県・市町村工事積算要領等	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書（未契約の場合、添付不要） ※随意契約時（見込を含む）は、随意契約理由書を添付 ・積算単価がわかるもの（見積書、設計書、建設物価、入札関係資料等のいずれか） ※見積もりが3者未満である場合は、その理由書を添付 ・事業内容のわかるもの（仕様書等のいずれか） ※契約書に記載があれば不要 ・請求書 ・作業日報や業務報告書、伝票等は自治体で履行確認していることから添付不要、査定時に代表的なものを提示 ※ただし、書類記載の必要項目については、あらかじめ提示が必要。
	②員数（件数）の根拠が確認できるもの		
	③その他、委託契約書や支出額が証明できる資料（請求書や受領書）など、事業費の算出根拠が確認できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書、契約書・支出負担行為決議書、随意契約理由書、災害協定書、請求書・支出決定決議書、作業日報 ※作業日報等、資料が大部にわたるものは災害査定場で提示可 ・随契：見積書、契約書、随意契約理由書 ・入札：予定価格調書、設計図書等、開札結果、契約書 ・業務報告書 	
	④事業費が大きい場合や内容が複雑なものは、処理フローをまとめること		<ul style="list-style-type: none"> ・処理フロー
	⑤労務費やトラック運行記録などは、集計表を作成すること		<ul style="list-style-type: none"> ・集計表のみを添付 ※あらかじめ必要とする項目の提示が必要。
	その他参考となる資料		
	ごみ処理の流れ（仮置場から最終処分まで）が分かる資料（フロー図等）	処理フロー	<ul style="list-style-type: none"> ・処理フロー（再掲）
	災害等廃棄物の発生量や処理見込量が分かる資料	発生量の推計資料	<ul style="list-style-type: none"> ・発生量や処理見込量のわかる資料
（その他）			

交付申請書及び事業実績報告	
交付要綱	添付書類案※
歳入歳出予算議決書抄本	<ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出予算議決書抄本
契約書（・完了検査書）等の写	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書 ・完了検査書
その他参考となる資料	<ul style="list-style-type: none"> ※支払われる予定又は支払ったことが分かる書類として ・支出負担行為又は支出命令書 ※完了検査書がない場合に代わりにいずれかを添付するものとする。 ・検収調書 ・業務完了届 ・業務報告書 ・検査調書 ・工事完成届

※災害等報告書に添付したものを除く